

横浜市交通局安全報告書

はじめに

日ごろから横浜市交通局をご利用いただき誠にありがとうございます。

この安全報告書は、鉄道事業法第19条の4及び道路運送法第29条の3に基づき、横浜市交通局が、輸送の安全を確保するために昨年度講じた措置、今年度講じようとする措置及びその他輸送の安全にかかわる情報を、今年度から公表するものです。

ご覧の上、ご意見をお寄せいただければ幸いです。

私たち横浜市交通局は、今年度から改善型公営企業として再出発するにあたり、次のことを、経営理念として発表しました。

『市民のみなさまの足として、安全・確実・快適な交通サービスを提供し、お客様にご満足いただけるよう、経営力を高め、持続的な改善に取り組みます。』

輸送事業の根幹は、安全の確保です。

毎日、横浜市交通局が運営する高速鉄道(地下鉄)事業では約47万人、自動車(バス)事業では約34万人のお客様にご利用いただいています。お客様に交通サービスを提供する者として、自らの運行の安全を確保し、向上に向けて取り組むのはもちろんのこと、周辺の安全にも目を配ってまいります。

今後とも横浜市交通局をご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

平成19年7月9日
横浜市交通事業管理者
池田輝政

この報告書に関するお問い合わせは

横浜市交通局

(所在)神奈川県 横浜市 中区 港町1丁目1番地

○ 高速鉄道(地下鉄)事業

電車部 運輸サービス課 045-671-3177

○ 自動車(バス)事業
自動車部 運輸サービス課 045-671-3195

目次

横浜市交通局の基本的な考え

- 第1 横浜市交通局経営理念
- 第2 横浜市交通局安全方針

高速鉄道(地下鉄)事業

1 輸送の安全確保に関する基本的な考え方

- 第1 輸送の安全に関する基本的な方針
- 第2 平成19年度の安全目標

2 輸送の安全の実態

- 第1 運転事故・輸送障害に関する報告
- 第2 試運転列車に触車し職員2名が死亡した事故の再発防止対策

3 重点安全施策の内容と進ちよく

- 第1 輸送の安全に関する取組
- 第2 重点安全施策及び施策の進ちよく状況
- 第3 完了している安全対策

4 安全管理体制と方法

- 第1 市営地下鉄の安全管理体制
- 第2 安全管理の方法
- 第3 安全管理体制の見直し

5 安全対策の実施状況

- 第1 人的対策～平成18年度の安全に関する教育の実施状況について～
- 第2 安全支出～安全対策への設備投資額～

6 利用者・住民のみなさま、関係者との連携

- 第1 「お客様」の声を受けて

自動車(バス)事業

報告書本文

- 第1 輸送の安全に関する基本的な方針
- 第2 輸送の安全に関する重点施策
- 第3 輸送の安全に関する目標
- 第4 輸送の安全に関する目標の達成状況
- 第5 自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数
- 第6 輸送の安全に関する予算等の実績額
- 第7 輸送の安全に関する教育及び研修計画
 - 1 平成18年度に実施した各種研修
 - 2 平成19年度に実施する各種研修
- 第8 輸送の安全に関する内部監査について

第9 神奈川運輸支局による監査の指摘内容と改善処置

第10 安全統括管理者

第11 事故、災害等に関する報告連絡体制

第12 輸送の安全に関する組織(管理)体制

第13 輸送の安全に関する指揮命令系統

第14 さらなる安全性向上をめざして

資料

[○ 横浜市高速鉄道安全管理規程](#)

[○ 横浜市交通局自動車安全管理規程](#)

交通局総務部総務課 TEL:045-671-3160

-2007.07.09 作成-

© 2003-2007 City of Yokohama. All rights reserved.

[目次に戻る](#)

横浜市交通局の基本的な考え

第1 横浜市交通局経営理念

横浜市交通局経営理念は、私たちの事業運営の基本となる考えを示したものです。平成7年度に定め、今年度改訂を行いました。

横浜市交通局経営理念

私たちの決意

私たちは、市民のみなさまの足として、安全・確実・快適な交通サービスを提供し、お客様にご満足いただけるよう、経営力を高め、持続的な改善に取り組めます。

- 1 安全意識を高く持ち、安全確保を最優先します。
- 2 お客様の声を大切にします。
- 3 いつも笑顔で、挨拶を励行します。
- 4 公正かつ誠実に行動します。
- 5 常に課題を明らかにし、チャレンジします。

私たちのメッセージ

信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄

第2 横浜市交通局安全方針

安全方針は、横浜市交通局の安全に関する基本的な考えです。運行に直接携わる者だけではなく、交通局の職員一同、一丸となって、安全の確保、向上に取り組むことを示すものです。

横浜市交通局安全方針

私たちは、安全な運行の提供がお客様への最大のサービスであることを認識し、どなたにも安心してご利用いただける市営交通をめざします。

- 1 安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
- 2 安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。
- 3 安全な車両・設備などの提供に努めます。
- 4 日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

平成19年2月21日
横浜市交通事業管理者

[目次に戻る](#)

交通局総務部総務課 TEL:045-671-3160

-2007.07.09 作成-

© 2003-2007 City of Yokohama. All rights reserved.

[目次に戻る](#)

高速鉄道(地下鉄)事業

I 輸送の安全確保に関する基本的な考え方

第1 輸送の安全に関する基本的な方針

- 1 交通局長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、局内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。

また、電車部現業部門等における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門職員の状況を十分に踏まえ、職員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させてまいります。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、見直し及び改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全職員が一丸となって絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。

また、輸送の安全に関する情報について積極的に公表いたします。

- 3 安全方針の策定について

平成18年に鉄道事業法等の一部改正により「安全管理規程」の策定と「安全方針」を定めることが義務づけられました。安全方針は、市営地下鉄現業職員だけでなく、経営責任職・管理部門の全職員に適用できる行動基準として、平成19年2月21日に制定いたしました。

第2 平成19年度の安全目標

- 1 安全管理体制の充実に努めます。

(1) 組織体制の見直しを図り、運輸安全マネジメントシステム及び内部監査を掌る部門の設置について検討します。

(2) 内部監査を実施するための内部監査員を育成し、監査を実施して継続的改善を実現します。

- 2 交通事業管理者をはじめとして経営層が定期的に現場を巡視し、現業職員との対話に努め、安全管理状況の確認を行います。

今年度についても各安全運動期間中に巡視を行い、職員とのコミュニケーションに努めます。

- 3 30分以上運行不能の運転事故及び輸送障害の発生件数0を目指します。

- 4 ヒヤリハット情報の収集に努め、原因の分析等を行い「事故の芽」を

摘むことができる体制を整備します。

5 次の重点安全施策を進めます。

- (1) 全駅にホームドアの設置を進めます。
お客様の線路内転落防止・安全確保に有効であるホームドアを9月までに全駅に設置します。
- (2) 駅構内に防犯カメラを増設します。
全駅に録画装置付き防犯カメラを設置し、犯罪防止に役立てます。
- (3) 緊急時を想定した訓練を行います。
大規模地震やテロ災害などの緊急時を想定した訓練を定期的
に実施します。
また、建設中のグリーンライン(中山～日吉間)については、開業前に大規模な異常時を想定した特別訓練を実施します。
- (4) 車両の火災対策を行います。
地下鉄車両の連結部に扉を設置します。また、天井の材質を溶解しづらい材質に改善し、車両火災時の延焼防止等に役立てます。
未実施29編成中の2編成が改善済みです。
残りの編成についても順次対応してまいります。
- (5) 駅の火災対策を行います。
韓国の地下鉄火災の大惨事を踏まえ、これまで市営地下鉄の駅の火災対策を順次進めてきました。
蒔田駅については、一部未着手でしたが、すべての基準に適合する改良工事に着手します。
改良工事終了後は全駅の火災対策が完了します。

[目次に戻る](#)

交通局総務部総務課 TEL:045-671-3160

-2007.07.09 作成-

© 2003-2007 City of Yokohama. All rights reserved.

[目次に戻る](#)

II 輸送の安全の実態

第1 運転事故・輸送障害に関する報告

1 平成18年度運転事故(30分以上運行不能となったもの)

運転事故は1件発生しました。この運転事故は12月1日に職員2名が試運転列車に触車し死亡した事故です。このような事故を二度と起こさないため再発防止対策を講じました。(詳細につきましては、次の「第2」で御説明します。)

運転事故発生件数(単位:件)

18年度 1件 職員2名が試運転列車に触車し死亡

17年度 1件 お客様が列車に接触し転倒

16年度 0件

2 平成18年度輸送障害

(1) 輸送障害は第三者障害が1件発生しました。内訳は次のとおりです。

年度別	第三者障害による (人身事故など)	設備の不具合による (車両・信号故障など)	自然災害による (地震・強風など)
平成18年度	1件	0件	0件
平成17年度	2件	5件	0件
平成16年度	0件	0件	1件

※ 届出基準に基づき関東運輸局に届出を行った輸送障害の件数です。

(2) 平成17年度設備不具合による輸送障害について輸送障害の1例について概略及び対策を説明します。

ア 発生日時

平成17年10月27日(木) 16時10分

イ 発生場所

横浜市営地下鉄 新横浜駅

下りホーム到着の1000形車両 進行方向、前から4両目
床下にある電線つなぎ箱から発煙・発火

ウ 負傷者

なし

エ 原因

電線つなぎ箱の中でショートが発生。その火花で電線の被膜が燃えて発煙。

ショートの原因は、一部の部材を耐用年数を超過して使用したことで、ホコリ等が入ったため。

オ 再発防止策

ホコリ等の混入を防ぐようにした。

(なお、1000形車両は、3000R形に更新。1000形は、翌18年度までに全車両を廃止。)

第2 試運転列車に触車し職員2名が死亡した事故の再発防止対策

1 事故の概要

平成18年12月1日(金)14時28分頃、センター北駅ホーム始端付近の軌道内で写真撮影を行っていた、保守係員2名が試運転列車に触車して死亡しました。

交通局としては、監督官庁の指導のもとに次の再発防止対策を講じて、二度とこのような事故を起こさないよう取り組んでいます。

2 再発防止対策

(1) 実施済みの対策

ア 線路内作業時の列車監視体制の強化などに関する規程類の見直しを行いました。

イ 見直した規程類の周知を、職員に対して徹底しました。

ウ 試運転列車等に関する職員への情報周知のための専用掲示板の設置など、安全対策備品類の整備を行いました。

エ 列車運行状況等の確実な把握、適切な監視体制の確立及び列車接近時に対する退避方法等を定めた触車防止計画書を作成しました。

オ 営業時間内における線路内立入禁止区域等を設定しました。

カ 安全管理委員会において再発防止対策の監査を実施しました。

(2) 今後実施する対策

列車接近警報装置を平成20年3月までに整備します。

3 行政指導等について

(1) 報告書(関東運輸局鉄道部長)

平成18年12月1日、関東運輸局鉄道部長から「保守作業に伴う鉄道人身障害事故の防止について」の警告書で、原因究明と再発防止を図るための措置を講ずるよう指導を受けました。

(2) 要請文(横浜北労働基準監督署長)

平成19年2月1日、横浜北労働基準監督署長からの要請文で、営業中の徒歩巡回等の再開については、点検を行う職員の安全確保に留意して、作業を再開するよう指導を受けました。

[目次に戻る](#)

交通局総務部総務課 TEL:045-671-3160

-2007.07.09 作成-

© 2003-2007 City of Yokohama. All rights reserved.

[目次に戻る](#)

Ⅲ 重点安全施策の内容と進ちよく

第1 輸送の安全に関する取組

市営地下鉄では昭和47年12月の開業時から、列車の安全運行の基本となるべきATC装置(自動列車制御装置)を設置しました。ATC導入により、現在まで列車脱線や列車追突事故等、重大事故は1件も発生していません。

さらに列車運行の安全性向上のため平成19年1月からATO装置(自動列車運転装置)を導入し、安全の確保に万全を期しております。

☆ ATC(自動列車制御装置)Automatic Train Controlの略 ☆

ATCとは、先行列車との間隔を保つための制限速度や曲線区間での制限速度などの速度信号を線路上に流し、列車に搭載されている車上装置により連続で受信し、制限速度を超えた場合は自動的にブレーキがかかり、制限速度内まで速度を落とす装置です。

☆ ATO(自動列車運転装置)Automatic Train Operationの略 ☆

ATOとは、ATCを基本として、運転士がスタートを指示するボタンを押すだけで、列車の起動、加速、ノッチオフ(モーターの電気を切る)、速度制御及び駅の所定停止位置に停車の操作を自動的に行う装置です。

第2 重点安全施策及び施策の進ちよく状況

1 可動式ホームドアの設置

ホームからの線路内への転落や、列車との接触事故を防止するため、可動式ホームドアの設置を行い安全性の向上を図っています。

(ホームドア設置駅 あざみ野駅～吉野町駅 19年5月現在)

(ホームドア連動駅 あざみ野駅～伊勢佐木長者町駅 同

上)



2 駅構内に防犯カメラの増設

あざみ野・新横浜・上大岡・戸塚・湘南台の主要5駅の改札口やエレベーター内に、犯罪を防止するため防犯カメラを設置するとともに、構内の見通しの悪い通路に防犯ミラーを設置しました。(19年3月現在287台設置)



3 テロ災害及び大規模地震発生時等の対応訓練の実施

テロ災害を想定した訓練及び大規模地震等を想定した訓練を実施し、お客様の避難誘導等に対応できるよう緊急時への備えを行いました。(18年11月新羽駅及び新羽車両基地で実施)



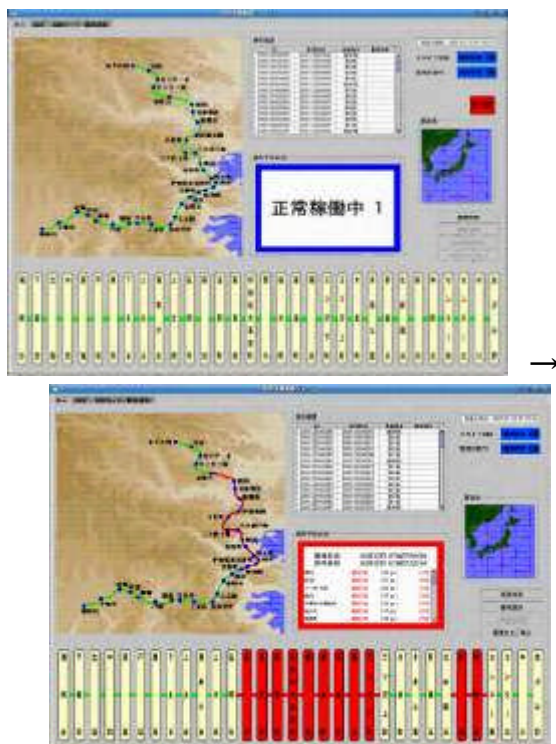
4 地下鉄の火災対策の推進

地下鉄車両の連結部に扉を設置し、延焼防止及び天井の材質を溶解しづらい材質に変更して車両火災における安全対策を強化しました。(未実施29編成中2編成については、19年3月改善完了)



5 早期地震警報システムの導入

地震による大きな揺れが到達する前に、列車を自動的に停止させ、脱線を防止して被害の拡大を防ぎます。(18年11月運用開始)



6 車内緊急通報装置

すべての車両の4カ所に、乗務員との通話ができる緊急通報装置を設置し、車内トラブルや急病人の発生等、お客様からの通報により、迅速な対応がとれるようになりました。



第3 完了している安全対策

1 脱線防止ガードレール設置

半径300m以下の曲線の内側のレールに沿って、脱線を防止するためのガードレールを敷設しています。(平成12年12月設置済み)

2 列車緊急停止装置

お客様が線路内に転落した場合などに、駅に進入する列車を緊急に停止させるための装置です。全駅のホームに4～6台設置しています。(平成15年2月設置済み)



[目次に戻る](#)

交通局総務部総務課 TEL:045-671-3160

-2007.07.09 作成-

© 2003-2007 City of Yokohama. All rights reserved.

[目次に戻る](#)

IV 安全管理体制と方法

第1 市営地下鉄の安全管理体制

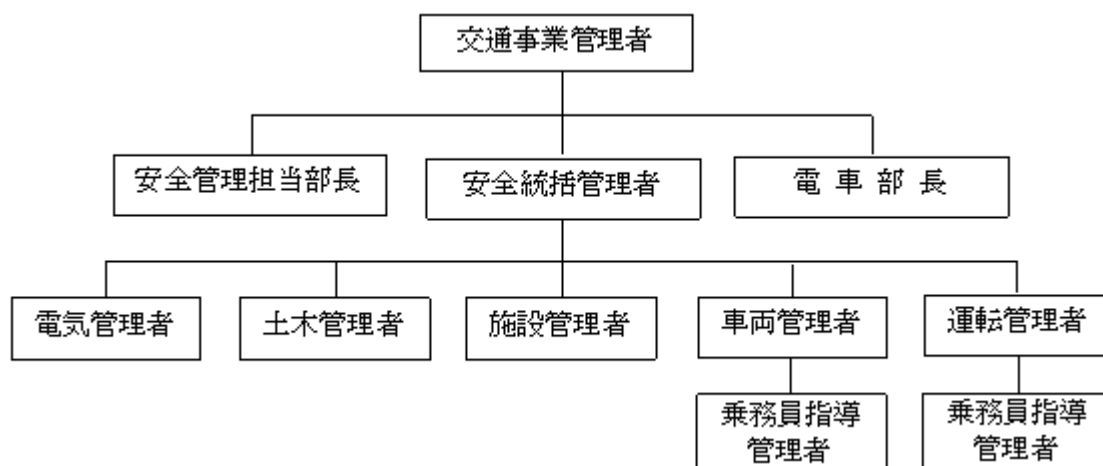
平成18年10月に「安全管理規程」を制定し、交通事業管理者をトップとする安全管理体制を構築して運用しています。

この組織の中で「安全統括管理者」「運転管理者」「土木管理者」「電気管理者」「車両管理者」「施設管理者」が、それぞれの責務を明確にしたうえで、安全確保のための役割を担っています。

交通事業管理者、安全統括管理者及び各管理者の役割は次のとおりです。

交通事業管理者	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
安全統括管理者 (技術担当部長)	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運転管理者 (電車部運輸サービス課長)	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
土木管理者 (施設課長)	安全統括管理者の指揮の下、土木施設及び機械設備に関する事項を統括する。
電気管理者 (電気課長)	安全統括管理者の指揮の下、電気施設に関する事項を統括する。
車両管理者 (車両課長)	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。
施設管理者 (建築課長)	安全統括管理者の指揮の下、駅舎及び建築物に関する事項を統括する。

体制図



第2 安全管理の方法

1 安全に関する会議

(1) 経営会議

交通局における、意思決定と実行責任の明確化、効果的な施策展開のための情報共有の強化及び組織の活性化を目的として設置しています。

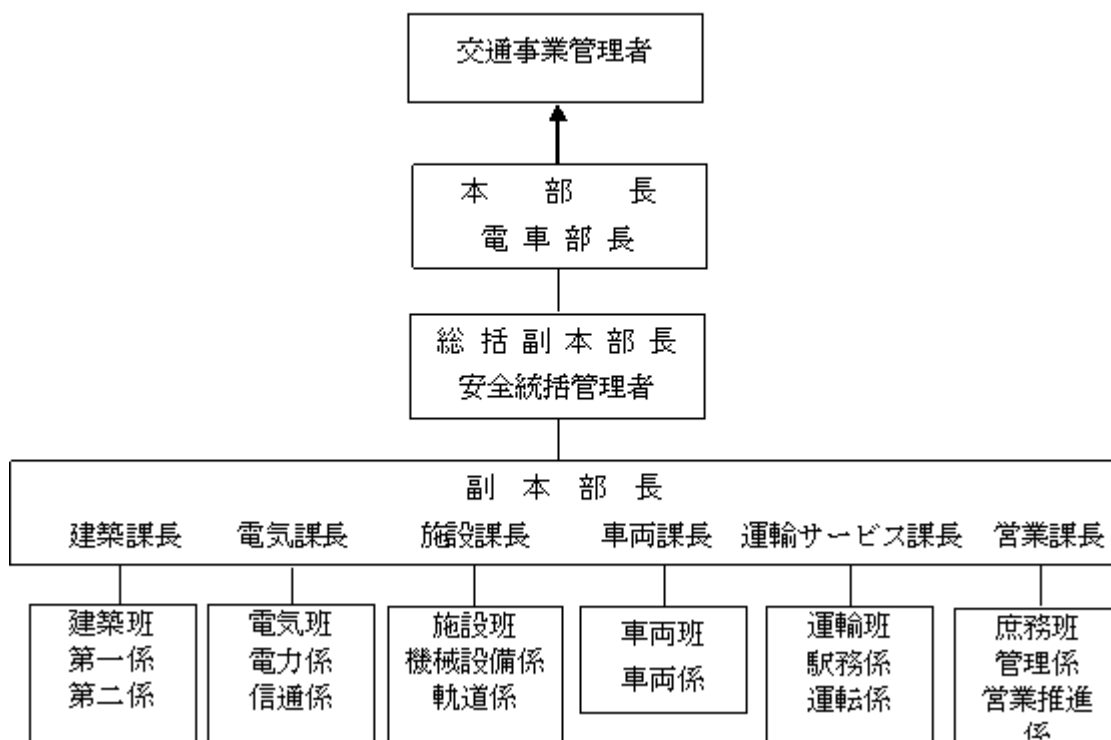
(2) 安全管理委員会

交通局電車部における、安全管理体制の確立と安全統括管理者の業務を補佐することを目的として設置しています。

2 事故発生時の緊急体制

状況により対策本部を設置します。

事故対策本部体制



3 経営責任職等による職場巡視

各安全運動実施の実施に伴い期間中の巡視を行い、職員とのコミュニケーションを図ります。また、期間中以外でもできるだけ現業職場に赴き職員と対話をすることで、安全に対する認識を共有するよう努めていきます。

4 ヒヤリハット報告制度

ヒヤリハットに対する認識を深め、速やかに報告ができるシステムを検討し、事故の要因ともなる「事故の芽」を摘めるよう努めます。

第3 安全管理体制の見直し

安全管理体制により、運輸安全マネジメントのPDCAサイクルがしっかり機能しているかどうか、内部監査などを実施することなどから定期的に確認し、その結果を踏まえて随時見直し・改善を行ってまいります。

[目次に戻る](#)

[目次に戻る](#)

V 安全対策の実施状況

第1 人的対策 ～平成18年度の安全に関する教育の実施状況について～
交通局研修所は、運転士（動力車操縦者）を養成するため関東運輸局長を経由して、国土交通大臣に「動力車操縦者養成所」の指定を受けるための申請書を提出して、平成18年12月に指定養成所の認可を受けております。

また、安全教育については、研修所においてすべての鉄道係員に対して行っています。



1 安全教育

(1) 運転士の養成

グリーンライン開業に向けて18年度は41名の運転士を養成しました。

運転士の養成に関しては免許取得までに学科と技能で約8か月にわたる専門教育を行い、この過程で運転法規、車両構造といった基本的な知識に加え、安全に対する意識、責任の重大さ及び的確な判断力等の総合的なものを徹底的に指導しています。

- (2) 動力車操縦者養成科兼任教師に対する研修(18年9月6名受講)
乗務員の指導・教育に役立てるため乗務管理所係員を対象に、安全教育の重要性と課題等について研修を実施しました。
- (3) 駅係員に対する研修(18年10月33名受講)
運転関係従事者としての意識を高めるため、安全確保の重要性について研修を実施しました。
- (4) 運転士に対する研修(19年1月8名受講)
運転取扱規程等基本的な知識に加え、安全に対する意識、責任の重さ及び的確な判断力などについて研修を実施しました。

2 保守技術関係職員研修(18年度66名、19年度31名受講)

団塊世代の大量退職を受け、技術の伝承が重要な課題となることから、安全教育を兼ね技術継承スキルアップ研修を実施しています。

3 日々の安全管理

乗務員に対する日々の安全管理については、乗務点呼時に必ず点呼執行者によって、健康状態などの確認を行っています。

乗務中は定期的に監督者が添乗指導を行い、安全運行のための正則作業の遵守を徹底しています。また、運転士になった後も安全や運転技術に関する教育、事故想定訓練を実施し、安全技術やお客様の救護・避難誘導などを確実にいえるよう知識・技能の習得に努めています。

乗務点呼前には、アルコール検知器による飲酒の検知を義務づけ、基準を超えるアルコールが検知されたときは、厳しい処分(0.15mg/L以上は停職処分)と指導を行い、根絶を目指しています。

アルコール検知の基準

- 0.05～0.10mg/L未満 嚴重注意
- 0.10～0.15 mg/L未満 文書訓戒
- 0.15 mg/L以上 停職処分(※)

※道路交通法施行令 第44条の3では、呼気アルコール濃度0.15mg/L以上が酒気帯びとされています。

現在まで、停職処分を受けた職員は平成17年6月に0.198 mg/Lが検知された1名です。

4 駅係員・乗務員に対する普通救命講習の受講

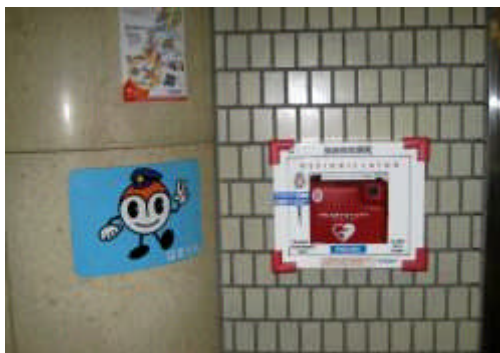
お客様の人命を守るため、応急手当や迅速な対応ができるよう全職員が普通救命講習を受講して、お客様の人命救助に役立っています。

また、全駅に「AED」設置をしています。

☆ AED(自動体外式除細動器)Automated External Defibrillator
の略 ☆

AEDとは、心臓の突然停止（心室細動）の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。突然の心停止状態になったとき「AED」を使って緊急に処置をすれば、救命率が増加するといわれています。

（心停止状態では、1分経過する毎に救命率が約10%低下します。AEDは一般の方でも使用できる医療機器であり、少しでも早い処置による救命が期待できます。）



第2 安全支出 ～安全対策への設備投資額～

安全への設備投資を最優先課題と捉え、毎年投資総額の60～80%を安全の向上と安全維持のために行ってきました。

19年度からの市営交通5か年経営プランにおいては、300億円の設備投資を計画しておりますが、そのうち安全設備への投資は260億円程度を計画しています。

年度	投資総額	安全への投資額
19年度	56億円	30億円
18年度	86億円	63億円
17年度	115億円	100億円

[目次に戻る](#)

交通局総務部総務課 TEL:045-671-3160

-2007.07.09 作成-

© 2003-2007 City of Yokohama. All rights reserved.

[目次に戻る](#)

VI 利用者・住民のみなさま、関係者との連携

第1 「お客さま」の声を受けて

ご利用のお客さまや市民の皆さまのご意見・ご要望を反映させる目的で、横浜市コールセンターや交通局ホームページに寄せられたご意見・ご要望を基に、施設や設備の改善をしております。

お客さまからの声

横浜駅の朝夕のラッシュ時間帯の混雑は、線路に転落する人が出ないか、とても危険に感じます。

平成19年5月に、横浜駅に可動式ホームドアを設置してお客さまの転落防止に役立っています。また、7月1日のダイヤ改正では横浜駅の同時発着を解消して混雑緩和の対策を行いました。

お客さまからの声

駅にも「AED」が設置してあると良いと思います。

お客さまに「安全・安心」して、ご利用いただけるようすべての駅に「AED」を設置しています。
また、小児用パッドも導入していますのでお子さまの不測の事態にも救命活動を行えます。

[目次に戻る](#)